

## 監 査 報 告 書

私たち監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度における学校法人大阪学院の業務および財産の状況について監査し検討を加えました結果、以下のように報告いたします。

### 記

- 一. 当法人の財産の管理および運用の状況につき疑わしい点はなく、適正なものであると認めます。また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、当法人の令和6年3月31日現在の財務状態を適正に表示しているものと認めます。
- 二. 理事の業務執行に関して不正な行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実は認められません。

令和6年5月10日

学校法人大阪学院

監 事

金子 薫 

監 事

清水 友代 